

「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

この度の平成30年7月豪雨により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

岡山県、広島県及び山口県のうち下記の地域の納税者の方の、平成30年7月5日から平成30年11月26日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成30年11月27日（火）

となります。

県名	地域
岡山県	岡山市(北区・東区)、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡(府中町・海田町・熊野町・坂町)
山口県	岩国市周東町

また、倉敷市真備町の納税者の方の、平成30年7月5日から平成30年12月24日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成30年12月25日（火）

となります。

相続税については、一定の要件のもと、上記にかかわらず、申告・納付等の期限が平成31年4月30日（火）となる場合があります。

平成30年分の予定納税（第一期分）の振替納付日は、平成30年11月27日（火）（倉敷市真備町の納税者の方は、第二期分と併せて平成30年12月25日（火））となります。その他の振替納付日については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

○ 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

上記期限までに、平成30年7月豪雨による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

また、申告は可能であっても、平成30年7月豪雨による災害等により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

平成 30 年 10 月 26 日
国 税 庁

「平成 30 年 7 月豪雨」に係る国税の申告・納付等の
岡山県倉敷市真備町における期限延長措置の終了
について

- 1 平成 30 年 7 月豪雨に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月 19 日付国税庁告示(国税庁告示第 18 号)により、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域について同月 5 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。
- 2 今般、被災後の状況や関係自治体の意向などを踏まえ、平成 30 年 10 月 26 日付国税庁告示により、岡山県倉敷市真備町に国税の納税地を有する者に係る延長期限の期日を平成 30 年 12 月 25 日とすることとしました。
(注) 岡山県倉敷市真備町以外に納税地を有する方の申告・納付等の期限については、平成 30 年 10 月 17 日付国税庁告示(国税庁告示第 20 号)により平成 30 年 11 月 27 日に指定しています。
- 3 この期日以降においても、平成 30 年 7 月豪雨による災害等により申告・納付等ができない方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、所轄の税務署へご相談いただきますようお願いいたします。